

令和2年5月20日

一時預かり（定期利用）利用 保護者各位

千葉県こども未来局
こども未来部幼保運営課長

一時預かり（定期利用）の登園自粛要請期間の終了について

日頃より、本市保育行政にご理解ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

また、3カ月もの長期にわたる利用の自粛にご協力いただき感謝申し上げます。

さて、一時預かり（定期利用）については、当面の間、利用を自粛いただくこととしておりましたが、国の緊急事態が解除される見込みであることから、現時点では、以下のとおり取り扱うこととしますので、お知らせいたします。

1 登園自粛要請期間について

令和2年5月31日で終了とします。

※緊急事態が前倒しで解除された場合であっても変更いたしません。

2 利用料について

6月分以降の利用料については、通常どおりとします（原則として減免等はありません）。

3 利用にあたっての留意点

(1) 保育園等におきましては、手洗い、換気など可能な限り感染防止対策に努めますが、いわゆる三密の状態を完全に解消することは施設の性質上困難であることをご理解ください。

※原則として、就労の場合は「勤務時間プラス通勤時間」のみの保育とするなど、保育時間の短縮にご協力ください。

(2) 当該園で感染者が確認された場合など、予告なく臨時休園する場合があります。「いざという時」の預け先を確保するなど急な保育園等の休園に備えてください。

(3) 登園前にお子さんの体温を測定し、発熱や呼吸器症状が認められた場合は、園にお子さんの状態をお伝えいただいた上でお休みしてください。

※過去に発熱や呼吸器症状が認められた場合にあつては、解熱後24時間以上が経過し、呼吸器症状が改善傾向となるまでは登園できませんのでご理解、ご協力をお願いいたします。

(4) 最も重要な感染対策は手洗い等により手指を清潔に保つことです。お子さん、保護者の皆様とも入退室時の手洗い等の徹底にご協力ください。

(5) お子さんや保護者の方に感染が疑われる場合やPCR検査を受診する場合は、在籍園まで必ずご連絡ください。

※感染が判明した場合には、保護者の皆様には、感染拡大予防の観点から、個人が特定されない形で情報提供をさせていただきますので、あらかじめご承知おきください。

(問合せ先) 幼保運営課 助成第1班 043-245-5729